

コーポレートガバナンス

基本的な考え方

シチズングループは「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念に、地域社会はもとより、地球環境と調和した永続的な企業活動を通して企業価値を向上し、社会に貢献していくことをめざしています。この企業目的を継続的に追求していくために、経営の透明性確保と多面的な経営への監督機能が重要であると認識し、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでいます。

持株会社と事業会社の役割

シチズングループは、シチズンホールディングスと各事業会社の責任と権限を明確化しています。シチズンホールディングスは、グループ経営の全体最適の観点から経営戦略の策定と経営資源の有効活用などによって、企業価値を向上する役割を担っています。一方、それぞれの事業統括会社は業界特性を踏まえた自立的運営を行い、経営のスピードアップ、収益力強化を図っています。また、シチズンホールディングスのなかの、人事、財務、研究開発、知的財産管理、ブランド管理などの分野では、グループ横断的な戦略と事業統括会社の方針を合致させるようにしています。

取締役・取締役会の役割

シチズンホールディングスの取締役会は、社外取締役2名(独立役員として東京証券取引所の制度に基づき届出しています)を含む9名で構成されています。(2011年3月31日現在)

取締役会は、シチズンホールディングスならびにシチズングループの経営方針やその他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しています。また、各事業統括会社のうちの主な子会社の社長も取締役(非常勤)として選任されており、事業統括会社の意見も取り入れた総合的な観点から、意思決定する仕組みとなっています。

さらに、企業経営など豊富なビジネス経験をもつ社外取締役の意見をシチズングループの経営に反映しているほか、アドバイザーボードとして、社外取締役と社長で構成する指名委員会ならびに報酬委員会を設置しています。

監査役・監査役会の役割

シチズンホールディングスの監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成されています。(2011年3月31日現在)

各監査役は、重要書類などの閲覧、業務および財産状況の調査、取締役会などの各会議体への出席を通じて、取締役の職務執行全般をチェックするほか、内部統制システムの整備運営状況を監査しています。

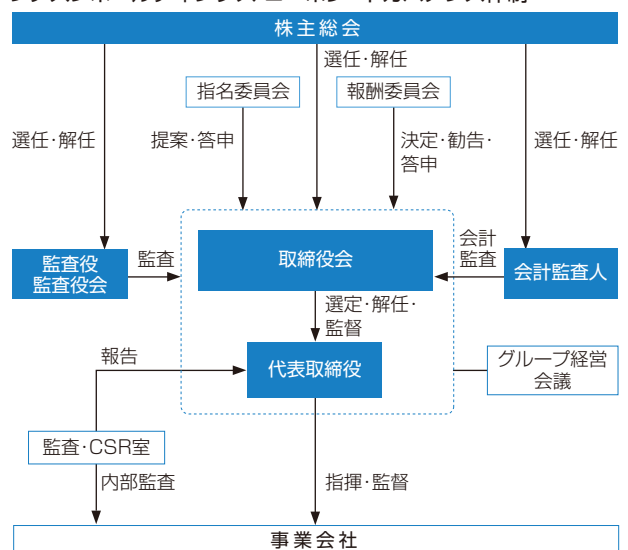
また、シチズンホールディングスおよび事業統括会社の間で整合性のとれた監査機能を発揮できるよう、シチズンホールディングスの常勤監査役と各事業統括会社などの常勤監査役で構成する「グループ常勤監査役連絡会」を開催し、シチズングループとしての監査方針を共有するよう努めています。

内部統制システムについて

シチズンホールディングスでは「内部統制システム構築の基本方針」を定め、内部統制システムのさらなる充実に向けた取り組みを行っています。

内部統制システムが適切かつ有効に機能し、財務報告の信頼性が確保できるよう、シチズンホールディングスを中心としたグループ連結会社の担当者による、「J-SOX内部統制連絡会」を開催し、外部監査機関とも連携を図り、内部統制システムのより一層の整備・運用・評価を進めています。さらに、内部監査に期待されるさまざまなニーズに応えるために、事業統括会社の監査室および主要事業会社の内部監査担当者と連携しています。

シチズンホールディングス コーポレートガバナンス体制



より詳しい情報はWEBサイトをご覧ください。
シチズンホールディングス CSR CSRの基盤 コーポレートガバナンス